

授業について

(1) 授業時間

授業時間は原則として1日5時限で、次のとおりです（臨地実習を除く）。

なお、必要に応じて5時限目以降に集中講義、特別講義、補講、演習、実習等を行う場合があります。

1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

(2) 授業形態

授業は次の形態で行われます。

通 年	毎週1回もしくは2回で1年間行う。
半 期	毎週1回もしくは2回で前期または後期で終了する。
集 中	一定期間にまとめて行う。

(3) 科目の分類と区分

1) 分類

健康科学1群科目	幅広い視野と豊かな人間性を形成する科目
健康科学2群科目	専門の基礎的知識・技術を形成する科目
健康科学3群科目	高度の専門的知識・技術を形成する科目
健康科学4群科目	健康科学4群科目は本大学の他学部他学科他専攻の授業科目及び、単位互換協定に基づく単位互換科目・共同授業科目等、総合的な能力を形成する科目及び外国人留学生用科目を表す。

2) 区分

必修科目	必ず履修し、単位を修得しなければならない科目 授業を受ける時間やクラスがあらかじめ決められている
選択科目	複数ある科目から、自分で選んで履修する科目 決められた中から必要な科目・単位数を満たす必要はあるが、自由に選べる
自由科目	複数ある科目から、自分で選んで履修する科目 主に資格取得に必要な科目で、卒業要件単位には含まれない

(4) 時間割

①毎日の時間割は、ポータルサイトにて確認してください。

◆新潟キャンパスポータルサイト (<https://niigata-kitasato-u.jp/.mypage/login>)

アカウント：ユーザーID（学科コード小文字2桁＋学籍番号5桁の計7文字）

またはメールアドレス

パスワード：aB+生年月日西暦8桁+!（初期値） ※すべて半角の計11文字

※変更後のパスワードは事務室で把握できないため、忘れないようにメモを取ってください。

- ②翌日の時間割確定は、前日 18 時とします。
- ③翌週月曜日の時間割確定は、前週金曜日 18 時とします。祝日を挟む場合の時間割確定は、祝日前平日 18 時とします。
- ④授業変更を行った場合は、赤字で表示します。

(5) 休講

- ①大学又は各授業科目の担当者において、やむを得ない事情が発生した場合には、休講することがあります。
- ②事前に休講が判明した場合は、科目名の先頭に【休講】と表記します。
- ③当日休講となった場合は、科目名の先頭に【休講】と表記するとともに、ポータルサイト「お知らせ」にて通知します。
- ④休講連絡がないにもかかわらず開始時刻から 20 分以上経過しても講義が開始されない場合には、健康科学部事務室教務課の指示に従ってください。
- ⑤休講となった授業については、原則として補講を行います。補講については、ポータルサイトの時間割へ反映させることをもって通知とします。
- ⑥台風や降雪等の災害時には休講することがあります。休講の詳細についてはポータルサイトで告知します。

(6) 授業の出欠

- ①講義及び演習での遅刻及び早退は 20 分を限度とし、それを超えるものは欠席扱いとします。実験・実習・実技での遅刻は、原則として認めません（臨地実習を除く）。なお、遅刻及び早退を 3 回した場合は 1 回の欠席とみなします。
- ②すべての授業において、全授業回数の 3 分の 2 以上の出席を必須とします（小数点切り上げ）。3 分の 2 以上の出席が確認できない場合は、当該科目の評価を行います。また、定期試験、追試験及び再試験の受験資格を失うため注意してください。

代理行為の禁止

「出欠チェックの代理登録」「授業内アンケートの代理回答」「授業内課題の代理回答及び答案の代理提出」等は不正行為に当たります。他の学生に依頼すること、他の学生から引き受けることは絶対にしてはいけません。これらの事案が発生した場合は、健康科学部として厳正に対処します。

- ③以下の理由により授業を欠席しようとするときは、必要書類を添付のうえ、あらかじめその旨を学部長に届け出る必要があります。ただし、急病その他で事前に届け出ができない場合は、事後（1 週間以内）に届け出てください（提出期限最終日が土・日・祝日の場合は、その翌日）。

欠席の事由	添付書類
①学校感染症 ^{※1} に罹患したとき	診断書（写）等
②近親者が死亡したとき ^{※2}	会葬礼状等
③自宅等が天災により災害を受け、登校が困難になったとき	罹災証明書等
④公的交通機関の事故等により、登校が困難になったとき	遅延証明書等
⑤就職試験を受験するとき	就職試験受験届（写）等
⑥裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選出された場合	裁判所から発行される証明書
⑦その他やむを得ないと学部長が認めるとき	

④上記理由により欠席し、自ら科目責任者に補講の申し出をしたうえで、必要に応じて補習を行った場合は、出席として取り扱います。

※1 学校感染症（学校保健安全法施行規則に規定された感染症）に罹患したとき

学校感染症と診断された場合は、以下に定めた出席停止期間の基準により、感染のおそれがないと認められるまで登校することができません。また、登校再開時には、保健室で確認を受ける必要があります。

37.5℃以上の発熱や咳などの風邪症状がある場合は、登校をしないで事務室へ連絡を行い、必ず近医を受診してください。自宅療養の指示を受けた場合は、教育的不利益が生じないように配慮しますが、事前に連絡がない場合は配慮できない可能性がありますので注意してください。

疾患名	感染経路	出席停止期間の基準	診断書(写)等の有無	保健室での登校再開確認
新型コロナウイルス感染症	飛沫	発症した後(発症日を0日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	×	要
インフルエンザ	飛沫	発症した後(発症日を0日目として)5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで★ (★発熱が続く場合は、更に延長する)	○ 処方薬の説明書	要
ノロウイルス腸炎	接触 飛沫 空気	症状消失後48時間後まで	○	要
感染性胃腸炎	接触	症状消失後48時間後まで	○	要
麻疹 (はしか)	空気 飛沫	解熱後3日を経過するまで	○	要
風疹	飛沫 接触	発疹が消失するまで	○	要

流行性耳下腺炎 (おたふく)	飛沫 接触	耳下腺の腫脹が出現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	○	要
水痘	空気 飛沫 接触	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで	○	要
带状疱疹	接触	発疹が消失するまで感染力あり。病変部を適切に被覆すれば登校は可能となる場合もあるが、医師の指示を確認する。但し、病院・保育園実習等の場合は実習不可の場合もあり。	○	要
流行性角結膜炎	接触	眼瞼結膜の発赤消失まで (眼科医を受診し了解を得たうえで登校可能とする)	○	要
百日咳	飛沫 接触	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	○	要
髄膜炎 菌性 髄膜炎	飛沫 接触	症状により医師等において感染の恐れがないと認めるまで	○	要
結核	空気 飛沫	症状により医師等において感染の恐れがないと認めるまで	○	要

※2 保証人が死亡した場合は、「身上変更届」を学生課へ提出してください。

(7) 授業中の板書内容やスライドの写真撮影及び録画の禁止

近年、授業中に板書内容やスライドの写真撮影や録画をしている姿が見受けられますが、板書内容やスライドには、著作権が発生します。それらを著者の許可なく無断で撮影する行為は、著作権の侵害にあたります。

また、授業中に示されるスライドには、患者さんの個人情報が含まれる場合がありますが、それらは皆さんの学習のために必要であると判断し、あえて示しているものです。もし、皆さんが撮影した内容を X (旧 Twitter)、Instagram や Facebook 等の SNS に転載したらどうなるのでしょうか。ネットは匿名ではないので、様々なトラブルが発生することが考えられます。各々、医療を学ぶ立場として、モラルある行動を取りましょう。

また、オンライン授業で提供している動画・配布資料にも著作権が存在し、これらを第三者に提供することは違法となります。動画のスクリーンショットや配布資料を、インターネット上で公開する、第三者に提供する等の行為は絶対にしないでください。

* ネットやオンラインツールの利用マナーについては、学生便覧「学生生活」を参照してください。

(8) 授業における配慮願について

授業の履修にあたり、疾病・怪我等の健康上の理由で、特別な配慮等を希望する場合には、事務室学生課までその旨を申し出てください。状況を確認した上で、「配慮希望申請書」を配付します。

なお、この配慮は授業を受けるための配慮であり、欠席に対する配慮ではありません。
配慮希望の内容によっては、要望どおりに対応できない場合もあります。また、あらためて相談や指導を行う場合もありますのでご了承ください。

○申請に必要な添付書類

障がい者手帳の写し、医師の診断書等